

特定非営利活動法人 福祉サポートセンター

さわやか愛知

ふれあいニュース 12月号



発行所 所在地
〒474-0074
大府市共栄町二丁目 420-1
TEL: 0562-47-2893
FAX: 0562-45-4787
ホームページ見て下さいね
↓
<http://sawayaka-aichi.com>

2025年 療養介護士（仮称）の創設に向けて

理事長 川上 里美

厚生労働省は「安心と希望の介護ビジョン」（座長 前田雅英部長 首都大学教養学部長）の会議（11月12日）で2025を見据えて取り組むべき施策のたたき台が発表されました。その内容は高齢者の選択肢・介護の質の向上・介護従事者の身分保障で以下のように①～③にまとめられました。

- ①高齢者や要介護者が生き方に選択肢を持ち、人とのつながりを持てる社会の創設
- ②住み慣れた自宅や地域で住み続けるための介護の質の向上
- ③介護従事者が働きやすく、誇りとやりがいをもって取り組むための環境整備

（厚生労働省会議録・シルバー新報より）

特に介護従事者の質の向上では、地域で医療と介護が一体となったケアを提供するため原則医療・看護師にしか認められていない経管栄養や痰の吸引など医療行為を行える資格制度「療養介護士」（仮称）の創設を挙げています。但し委員の中には「療養介護士」について「危険を伴い、技術も必要な医師行為を一気に資格化するのは過激」と反対の声があがる一方で「誰でもできる行為であり、権威の移譲を法的に整備することが重要」と賛成意見も多く、今回のような指針が決定されたそうです。

2025年の創設となりますが、それでもやっと医療行為について見直しされると思うと感無量です。

私が20歳の時、実母は直腸ガンで手術を繰り返し入院、在宅療養と看病生活が8年続きました。母は薬の副作用や食事制限などで体力が衰え、自力で痰が切れなくなり痰の吸引、食事が取れないときの経管栄養、便が出なくなったときは排便と慣れない私は次から次へと看護師さんに指導していただきながら介護をしてまいりました。

痰が切れず苦しむ母の様子を見かね何度もナースコールを押すのですがなかなか来てくれません。早く痰を取り除かなればと看護師さんの見よう見真似で痰の吸引をしたのが始まりでした。

母の長期にわたる介護経験はいつしか「医療行為」について（医師・看護師が従事）関心をもつようになりました。看護師が行う簡単な医療行為をホームヘルパーが医学知識や技術を取得することで苦しんでいる方のお手伝いが出来ないかと強く思いました。

2000年には「介護訪問員ができる医療行為（吸引など）」について他団体と連携し厚生労働省に提案しました。また2004年からさわやか愛知は吸引に関する講習会も開催し知識、技術を学びそして医療行為の法律についても考える機会をつくってきました。

11月号の会報誌でもお知らせいたしましたように「在宅医療メイツ」（国立長寿医療センター）を中核に、何時までも安心して自宅で過ごせるよう在宅医療者宅を定期的に訪問し医師や看護師、地域資源のつなぎ役として活動する支援が始まります。

社会情勢が変わるよう福祉介護のあり方も刻々と変化して参ります。制度が在る前に何故この制度が在るのか、柔軟な考えをいつも持ちながら今後も活動して参りますのでご支援ご協力くださいますようお願いいたします。